

第5章 施策目標に対する具体的取組

第1節 多様な住まいの確保

単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加していく中、高齢者のニーズは介護も含めて多様化しており、生活の最も基本的な基盤である高齢者の住まいの確保は、ますます重要となってきました。

高齢者が自らの状態や希望に応じて適切な住まいを自由に選択できるように、既存住宅のバリアフリー化や各種の高齢者向け住宅、介護保険施設の整備など、高齢者向けの多様な住まいの確保を推進していきます。

(1) 介護保険施設等の施設サービスの充実

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の介護保険施設等は、これまでの介護保険事業計画に基づき整備が行われ、施設の利用が必要になった場合でも身近な地域で利用できる状況が整いつつあります。

今般の制度改正においては、特別養護老人ホームの新規入居者を、原則として要介護3以上の高齢者に限定し、当該施設を在宅生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化する改正が行われたことや、高齢者の増加に合わせて増加が見込まれる要介護認定者や認知症高齢者の状況等を踏まえ、今後必要とされる介護ニーズを的確に把握し、今後も計画的に介護保険施設等の整備を行っていきます。（※各施設等の内容については36ページを参照）

第6期計画における介護保険施設等の整備計画量は次のとおりです。

■表 13 介護保険施設等の整備計画量

区 分		H26年度末時点の 整備実績値 (A)		第6期計画 (H27～29年度) 整備計画値 (B)	H29年度末時点 の整備計画量 (A) + (B)		
介 護 保 険 対 象	介 護 保 険 施 設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		19施設	1,852人	—人	1,852人
		介護老人保健施設	非転換分	12施設	1,429人	—人	1,429人
			介護療養型医療施設 からの転換分	—施設	—人	—人	—人
		介護療養型医療施設		8施設	385人	—人	385人
	地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）		49施設	932人	54人	986人
		介護専用型特定施設（小規模）		—施設	—人	—人	—人
		介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）		15施設	429人	261人	690人
	特 定 施 設	有料老人ホーム		6施設	339人	324人	663人
		養護老人ホーム		2施設	60人	5人	65人
		ケアハウス		6施設	260人	30人	290人
サービス付き高齢者向け住宅		—施設	—人	31人	31人		
介 護 保 険 対 象 外	養護老人ホーム（特定施設分を含む。）		2施設	240人	—人	240人	
	ケアハウス（特定施設分を含む。）		7施設	687人	60人	747人	
	生活支援ハウス		1施設	15人	△10人	5人	
	シルバーハウジング		5施設	103人	—人	103人	

(2) 高齢者向け住宅の適正な運営の確保

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、サービスの利用や事業者との契約などに際して入居者が不利益を被ることのないよう、適正な運営の確保を推進していきます。

ア 介護保険サービスに係る多角的な指導

利用者に対する適切なアセスメント（※）に基づくケアプランが作成され、介護保険サービスがニーズに応じて提供されているか等について、ケアプランの点検を通じて確認を行うとともに、高齢者向け住宅に併設又はそれに近い形態の介護保険事業所の人員配置や運営の状況について、関係部局が連携して指導を行っていきます。

イ 適正な契約に基づくサービス提供の確保

利用者によるサービスの自由な選択の機会が奪われたり、内容について十分な説明が行われていない等の不適切な契約に基づいてサービス提供が行われることのないよう、介護保険サービスの実地指導等に併せて、契約内容等の確認や指導を行います。

ウ 住宅事業者間等で情報交換などを行う場の設置

サービス付き高齢者向け住宅を運営する事業者間や行政との情報交換などを行える場を設けることにより、運営状況の透明性を高め、地域に開かれた高齢者向け住宅の形成を図ります。

(3) 既存ストックの活用による高齢者向け住居の確保

無年金・低年金高齢者等の一定の経済的負担が困難な高齢者が、見守り等の生活支援サービスを受けながら、地域で安心して暮らせる環境を整えていくため、地域の既存民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための検討を進めていきます。

ア 住宅確保要配慮者への対応

低所得者や高齢者などの住宅の確保に特に配慮を要する方の既存民間賃貸住宅への円滑な入居の促進について、検討を進めていきます。

※アセスメント：要介護者等の生活上の問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う上で解決すべき課題を把握すること。

(4) 住宅改修と福祉用具貸与・販売の促進

できる限り住み慣れた自宅で暮らし続けたいというニーズを持つ高齢者を支援するため、福祉用具情報プラザの機能の充実や介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上を図り、介護保険サービスの（介護予防）住宅改修と（介護予防）福祉用具貸与・販売及び本市の独自事業による住宅改修助成の利用促進に取り組んでいきます。（※各サービスの内容については38ページを参照）

第6期計画における（介護予防）住宅改修、（介護予防）福祉用具貸与・販売及び住宅改修助成の見込量は次のとおりです。

■表 14 住宅改修及び福祉用具貸与・販売等の見込量

区 分	H25年度 実績	H26年度 見込み	H27年度	H28年度	H29年度
介護予防住宅改修 (人/月)	54	48	35	25	14
介護予防福祉用具貸与 実利用者数 (人/月)	1,128	1,272	1,369	1,509	1,664
特定介護予防福祉用具販売 (人/月)	34	34	31	30	30
住宅改修 (人/月)	55	58	60	62	65
福祉用具貸与 実利用者数 (人/月)	4,011	4,325	4,560	4,930	5,255
特定福祉用具販売 (人/月)	62	63	79	88	97
住宅改修助成(市単独) (人/年)	82	80	88	88	88

【関連事業等】

●介護保険施設等

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、原則として要介護3以上の中重度の要介護者を対象とした生活重視型施設で、寝たきりや認知症の高齢者など、常時介護を必要とする方が施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護とその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を受ける施設です。

平成27（2015）年3月末時点で、本市には19箇所（定員1,852人）の施設があります。

介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定していて入院の必要はないが、リハビリテーションや看護等が必要な要介護高齢者が、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けながら、自立した在宅生活への復帰を目指す施設です。

平成27年3月末時点で、本市には12箇所（定員1,429人）の施設があります。

介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、病状は安定しているものの、長期間の療養を必要とする要介護高齢者などが、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常的世話及び機能訓練その他必要な医療を受ける施設です。

この介護療養型医療施設は、猶予期間を含め、平成 29 年度末までに廃止の方針が出ていましたが、重篤者が多いなどの一定の要件を満たす場合は存続を認めることとなったことから、今後も介護療養型医療施設についての国の動向を注視していきます。

平成 27 年 3 月末時点で、本市には 8 箇所（定員 385 人）の施設があります。

（介護予防）特定施設

有料老人ホームやケアハウス、養護老人ホームなどは、介護保険の指定を受けて、入居する要介護者等に対し、（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供することができます。

（介護予防）特定施設入居者生活介護は、入居する要介護者等に対し、（介護予防）特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護と、その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を受け、施設で能力に応じた自立した生活をできるようにするもので、介護保険では特定施設は居宅サービスになります。

第 6 期計画においては、特別養護老人ホームが中重度の要介護者を支える施設に重点化されることから、軽度者の受入先を考慮して必要量を整備します。

平成 27 年 3 月末時点で、本市では有料老人ホーム 6 箇所（指定定員 339 人）、養護老人ホーム 2 箇所（指定定員 60 人）、ケアハウス 6 箇所（指定定員 260 人）がこの指定を受けています。

●地域密着型サービス（居住系）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、認知症があり自宅での生活は困難でも、見守りや支援があれば自立できる方の生活の場として住み慣れた日常生活圏域に整備しています。

平成 27 年 3 月末時点で、本市には 49 箇所（定員 932 人）の施設があります。

介護専用型特定施設（小規模）

介護専用型特定施設（小規模）は、入居定員が 29 人以下の小規模な有料老人ホームやケアハウス等で、介護保険の指定を受けて入居する要介護高齢者に対し、利用者の状態に応じ、自立した日常生活を送ることができるように介護サービスを提供する施設です。

平成 27 年 3 月末時点で、本市には設置されておりません。

介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）は、入居定員が 29 人以下で、寝たきりや認知症の高齢者など、常時介護を必要とする方が施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を受ける施設です。

第 6 期計画においては、引き続き、入居が必要な方に対する必要量を見極め、未整備の日常生活圏域に計画的な整備をします。また、ユニットケア（※）を推進する観点から、50 床以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を補完する施設として、サテライト型施設としても整備を進めます。

平成 27 年 3 月末時点で、本市には 15 箇所（定員 429 名）の施設があります。

※ユニットケア：居室をいくつかのグループに分けて一つの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うもの。

●介護保険対象外の居住施設

養護老人ホーム

養護老人ホームは、おおむね 65 歳以上で、環境上の理由や経済的な理由により在宅での生活が困難な方が利用できる施設です。

平成 27 年 3 月末時点で、本市には 2 箇所（定員 240 人）の施設があります。

ケアハウス

ケアハウスは、おおむね 60 歳以上で、身体機能の低下などにより独立して生活するには不安のある方が利用できる施設です。原則個室で、車いすの使用が可能であるなど、プライバシーや自立した生活を尊重した構造となっています。

第 6 期計画においては、新たに低所得者向けのケアハウスを設置します。

平成 27 年 3 月末時点で、本市には 7 箇所（定員 687 人）の施設があります。

生活支援ハウス

生活支援ハウスは、おおむね 60 歳以上のひとり暮らしや夫婦のみの世帯で、特別な事情のある方、高齢などのため独立して生活することに不安のある方が利用できる施設です。利用期間は、長期継続的な利用でなく、中期的な利用です。

第 6 期計画においては、虐待や認知症の高齢者の安全を確保するための高齢者緊急シェルターを新たに設置することに伴い、生活支援ハウスの定員を見直します。

サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者単身・夫婦世帯を対象とし、居室の広さや設備、バリアフリー構造といったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスなどの提供により、高齢者が安心して暮らすことができる環境が整えられた住宅で、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、本市が登録の審査を行います。

平成 27 年 3 月末時点で、本市で登録された住宅は、22 箇所 807 戸あります。

シルバーハウジング

シルバーハウジングは、高齢者の安全や利便に配慮した設備・仕様に加え、福祉施設との密接な連携のもと、生活援助員（LSA：ライフサポートアドバイザー）による安否確認や生活相談、緊急時の対応などのサービスが受けられるよう配慮された公営住宅です。

平成 27 年 3 月末時点で、本市には 5 箇所（市営額新町住宅、市営八日市住宅、市営粟崎町住宅、市営田上本町住宅及び県営平和町住宅）あります。

●福祉用具貸与・販売、住宅改修等

介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与は、利用者のできないことを助ける用具として、日常生活に必要な歩行補助杖などを借り受けるサービスです。

また、特定介護予防福祉用具販売は、福祉用具専門相談員の指導に基づき、指定事業者から入浴補助用具などを購入した場合に購入費用の一部を支給するサービスです。

福祉用具貸与・特定福祉用具販売

福祉用具貸与は、介護が必要な方ができるだけ自立して生活するために、サービス担当者会議の協議結果に基づき、介護支援専門員（ケアマネジャー）が意見書を作成し、日常生活に必要な車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、歩行器や移動用リフトなどを借り受けるサービスです。

また、特定福祉用具販売は、福祉用具専門相談員の指導に基づき、入浴や排せつ等に使用する福

社用具を指定事業者から購入した場合に購入費用の一部を支給するサービスです。

（介護予防）住宅改修

介護保険における（介護予防）住宅改修は、介護が必要な方への日常生活上の支援と介護者の負担軽減を図るため、手すりの取付けや段差の解消、滑り防止等のための床材の変更、引き戸への取り替え、洋式便器への取り替え等の工事を行った場合に費用の一部を支給するサービスです。

住宅改修助成

本市の独自事業である「要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくり助成制度」は、介護保険の要支援・要介護認定を受けた方や身体障害者手帳の交付を受けた方（1級又は2級）で所得要件等の条件を満たす場合に、浴室、便所等のバリアフリー改造のための資金を助成するものです。